

京都久野病院介護支援センター居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望などを勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設へ紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営む事が出来るよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。
2. 居宅介護支援の提供にあたり利用者、家族等に対して、病院及び診療所に入院の際には、退院後の支援を円滑に行うために担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼する。
 3. 利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 4. 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとする。又、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランの交付を行う。
 5. 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師等に必要な情報伝達を行う。
 6. 居宅サービス開始にあたり利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置づけるサービス事業者について、複数の事業所の紹介を求める事が可能であること等を説明する。又、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明する。
 7. 訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認・訂正を促していくことが適当であり、介護支援専門員が、通常のプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合には、市町村にケアプランを届け出る。
 8. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供され

る居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事のないよう、公平中立に行う。

9. 事業の運営に当たっては、他の地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。
10. 障害福祉サービスを利用してきた障害者が、介護保険サービスを利用する場合にあたり障害福祉制度の特定相談支援事業所との連携に努める。
- 11.

事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 京都久野病院介護支援センター
- (2) 所在地 京都市東山区本町 2 0 丁目 4 4 0 番地 2

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第 4 条 京都久野病院介護支援センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1 名以上（常勤兼務）配置する。
- (2) 介護支援専門員：1 名以上（常勤専従）
- (3) 職務内容：運営方針に基き、介護支援専門員に担当させ居宅サービス計画の作成を支援する。
- (4) 事務員：1 名以上

（営業日及び営業時間）

第 5 条 居宅介護支援事業所の営業日及び営業時間は、医療法人育生会職員就業規程に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：京都久野病院介護支援センター内、他
- (2) 利用する課題分析表の種類：居宅サービス計画ガイドライン
(全国社会福祉協議会)
- (3) サービス担当者会議の開催場所：利用者宅、他
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：少なくとも月に1回以上

(通常の事業の実施範囲)

第7条 より質の高いサービスを提供させて頂く為、原則として東山区、伏見区深草の区域とする。

(利用料等)

第8条 居宅介護サービス計画費、居宅支援サービス計画費については、介護報酬に規程された額と同額とする。

2. 通常の実施地域（深草・東山区）を超えた地点から交通費発生とする。
5 km 300円 10 km 500円
3. その他の費用の徴収が必要になった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収する。
4. その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額または免除する事ができる。

(相談・苦情への対応)

第9条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、必要な措置を講じ、相談・苦情等が発生した場合には管理者に報告するものとする。

2. 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けた場合には、当該相談・苦情等の内容等を記録するものとする。
3. 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4. 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について医療法人社団育生会就業規則を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(従業員の研修等)

第11条 事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を年1回程度実施する。

(事故発生時の対応)

第12条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに京都市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じ、管理者に報告する。

(虐待防止に関する事項) (第6号)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症に関する事項)

第15条 感染症対策の強化

- (1) 感染症の予防・まん延の防止のために対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催する。その結果について、職員等に周知を図ること。（委員会はテレビ電話など情報通信機器を活用して行うことができる）
- (2) 事業所における感染症の予防・まん延の防止のための指針の整備

(研修に関する事項)

第16条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

(その他)

第17条 居宅介護支援に関する記録を整備し、その完結から5年間保存するものとする。

2.この規定に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、医療法人社団育生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(付則)

この規定は平成30年12月 1日から施行する

平成31年 2月 1日改定

令和 2年 1月25日改定

令和 2年10月 1日改定

令和 2年10月16日改定

令和 3年 1月16日改定

令和 3年 4月 1日改定

令和 4年 8月16日改定

令和 4年 9月16日改定

令和 5年10月 1日改定

令和 6年 4月 1日改定

令和 6年 7月 1日改定

令和 7年 4月 1日改定